（連結） ［表略］ （記載上の注意） ［１～５　略］ （別表２）　［略］ **別紙様式第５号**（第50条関係）　［略］ **別紙様式第６号**（第50条関係）　［略］	（連結） ［同左］ （記載上の注意） ［１～５　同左］ （別表２）　［同左］ **様式第五**（第50条関係）　［同左］ **様式第六**（第50条関係）　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和四年三月三十一日から施行する。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（次項において「新漁業協同組合等信用事業命令」という。）第四十八条第一項第一号ホの規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類（水産業協同組合法第五十八条の三第一項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

２　新漁業協同組合等信用事業命令第四十八条第三項第一号ハの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類（水産業協同組合法第五十八条の三第二項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則（以下この条において「新農林中央金庫法施行規則」という。）第百十二条第五号ロ及びハの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類（農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十一条第一項の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

２　新農林中央金庫法施行規則第百十三条第三号ロの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類（農林中央金庫法第八十一条第二項の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

３　新農林中央金庫法施行規則別紙様式第二号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表（農林中央金庫法第三十五条第一項（同法第九十五条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による貸借対照表をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る貸借対照表については、なお従前の例による。

４　新農林中央金庫法施行規則別紙様式第十号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（農林中央金庫法第八十条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

省　令

○財務省令第二号

構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十五号）及び構造改革特別区域法施行令及び総合特別区域法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第九号）の施行に伴い、並びに構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十五条及び第二十六条並びに構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）第五条の規定に基づき、財務省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月二十四日

財務大臣　麻生　太郎